

和歌山県警察におけるワークライフバランス等推進状況
及び女性の職業選択に資する情報

和歌山県警察では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）等に基づき「和歌山県警察におけるワークライフバランス等の実現に向けた行動計画」を策定・実施しています。今般、同法第19条第6項及び第21条の規定に基づき、職業生活を営もうとする女性等の職業選択に役立つよう、令和6年度の和歌山県警察における行動計画の実施状況及び女性の活躍に関する情報について公表するものです。

和歌山県警察におけるワークライフバランス等の実現に向けた行動計画

- 【令和6年4月に更なる推進に向けて行動計画を新たに策定】
令和6年度から令和8年度までの3年間で新たな取組期間として、次に掲げる数値目標の達成に向けて取組を推進しています。
- ◆ 職員1人当たりの年次有給休暇取得日数15日以上
 - ◆ 男性職員の育児休業取得率50%
 - ◆ 全警察官に占める女性警察官の割合12%



令和6年度の主な取組状況



男女双方の働き方改革の推進状況

- ◆ 職員の意識醸成
ワークライフバランスの実現に向けた各所属における目標設定
- ◆ 休暇の取得促進
ワークライフバランス休暇取得制度の活用
- ◆ 超過勤務の縮減
ノー残業デーの実効的運用の推進



職員1人当たりの年次有給休暇取得日数12日以上という目標について、4年連続で達成しています。

【年次有給休暇の取得状況】

	R3	R4	R5	R6
全体	12.3日	12.7日	12.0日	12.5日
警察官	12.3日	12.6日	11.8日	12.3日
一般職員	12.5日	13.5日	13.5日	13.7日

家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

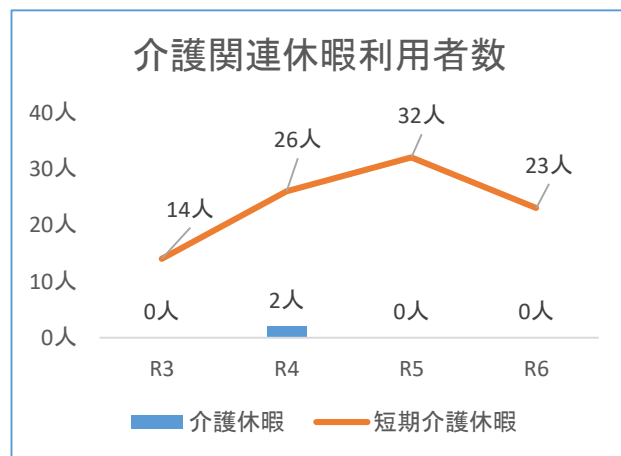
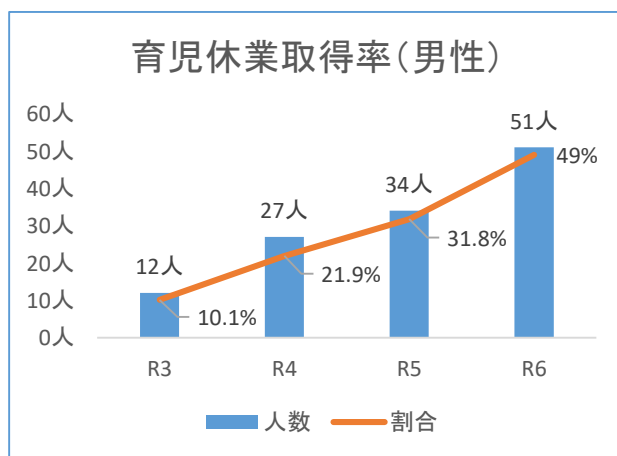
- ◆育児・介護中の職員が働きやすい職場環境の構築
両立支援制度の利用促進
- ◆円滑な職場復帰への支援
育児休業等取得者を対象とした研修会の実施
- ◆男性職員の家庭生活への関わりの推進
全職員に対する男性の両立支援制度の周知



男女双方の働き方改革を推進し、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

【男性職員の育児休業取得率】

【介護関連休暇利用者数】



※短期介護休暇は、特別休暇となります。
介護休暇は無給の休暇となります。

女性の登用拡大と計画的育成

- ◆女性職員の登用拡大
性別を問わない能力・実績に基づく登用
- ◆施設の整備
女性職員専用施設の計画的な整備
- ◆女性警察官の計画的育成
女性警察官を対象とした研修会の開催



令和4年以降、全警察官に占める女性警察官の割合11パーセントを維持しています。

【警察官、一般職員に占める女性職員の割合】

	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4
警察官	10.6%	11.0%	11.5%	11.4%
一般職員	47.9%	48.2%	48.7%	48.1%